# 告示

○文部科学省告示第百十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財を同表の下欄のように国宝に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年八月十七日

文部科学大臣　松野　博一

（絵画の部）

| 上欄 | | | 下欄 | |
|---|---|---|---|---|
| 名称及び員数 | 関係告示 | 名称及び員数 | 所有者 | 所有者の住所 |
| 紙本金地著色洛中風俗図六曲屏風　一双 | 昭和三十三年文化財保護委員会告示第七号 | 紙本金地著色洛中洛外図岩佐勝以筆六曲屏風　一双 | 独立行政法人国立文化財機構（東京国立博物館保管） | 東京都台東区上野公園一三―九 |

（工芸品の部）

| 上欄 | | | 下欄 | |
|---|---|---|---|---|
| 名称及び員数 | 関係告示 | 名称及び員数 | 所有者 | 所有者の住所 |
| 黒韋威胴丸兜、大袖付　一領 | 昭和二年文部省告示第二百十七号 | 黒韋威胴丸兜、大袖付　一領 | 宗教法人春日大社 | 奈良県奈良市春日野町一六〇 |

○文部科学省告示第百十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加し、同表の下欄のように国宝に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年八月十七日

文部科学大臣　松野　博一

（彫刻の部）

| 上欄 | | 中欄 | 下欄 | |
|---|---|---|---|---|
| 名称及び員数 | 関係告示 | 名称及び員数 | 名称及び員数 | 所有者 | 所有者の住所 |
| 木造興正菩薩坐像善春作　一軀<br>像内に弘安三年八月廿六日、大仏師法橋善春の造立銘及び七仏略戒等の記がある<br>像内納入品<br>一、金銅八角五輪塔　一基<br>一、紙本墨書舎利安置状　一通<br>文永七年三月六日西仏奥書<br>一、紙本墨書両界種子曼荼羅　一巻<br>一、紙本墨書梵網経　一帖<br>建治二年十月十九日及び弘安元年十二月二十二日澄慧奥書 | 大正十三年文部省告示第三百五十四号及び昭和三十八年文化財保護委員会告示第十三号 | 銅製円筒形容器　一箇<br>錦枕　一箇<br>紙本墨書瑜祇経梵字諸真言　一巻<br>墨書紙片　三通<br>木札　一枚 | 木造叡尊坐像善春作　一軀<br>像内に弘安三年八月二十六日、大仏師法橋善春等の造立銘及経論要文の記がある<br>像内納入品<br>一、銅製八角五輪塔　一基<br>一、銅製円筒形容器　一箇<br>一、錦枕　一箇<br>一、紙本墨書舎利安置状　一通<br>文永七年三月六日西仏奥書<br>一、紙本墨書種子両界曼荼羅　一巻<br>一、紙本墨書梵網経等　一帖 | 宗教法人西大寺 | 奈良県奈良市西大寺芝町一―一―五 |